

災害時におけるペット同行避難について

〇〇〇学校地域防災拠点 ペット同行避難飼育マニュアル案（例示）

（一時飼育場所）

第1 避難者がペットを連れて来た場合は、住民が避難する体育館や教室等の室内に入れず、〇〇〇で飼育する。

【説明】

- 1 〇〇〇には、校舎から離れた校庭の一角や近隣の公園を指定します。できる限り地図で明示します。
- 2 できる限り、陽射しを遮ぎれる場所が望ましい。

（一時飼育場所の管理）

第2 地域防災拠点運営委員会の指示のもと、飼い主同士が協力して次のような飼育・管理を行う。

- (1) 給餌や後片付け、動物の身体の清潔保持、疾病の予防等適正に飼育・管理する。
- (2) ペットの排泄は指定された場所で行い、フン等の汚物は適切に処理する。
- (3) 飼育場所等の清掃を行う。また、必要に応じ消毒を行う。

【説明】

- 1 飼育場所の管理は、飼い主や飼い主同士に実施してもらいます。
- 2 飼い主同士で『飼い主の会』をつくり、飼い主の代表を決めるのが望ましい。
『飼い主の会』は、運営委員会〇〇班（例：庶務班）の指示にしたがい、避難者と動物・飼い主によるトラブルが発生しないように努めます。また、トラブルが発生した場合は解決に努めます。

（区災害対策本部への連絡）

第3 運営委員会は、飼い主が同行したペットの種類、頭数等の状況を金沢区災害対策本部へ連絡する。

【説明】

区災害対策本部衛生班は、運営委員会〇〇班（例：庶務班）からの情報により、（災害の状況によりますが）準備ができしだい次の手配等を行います。

- 1 ペット飼育用のテント、ケージ、ペットフード、ペットシート等ペットに関する物資の配送。
- 2 飼い主が分からないペット、負傷したペット、被災により飼育ができなくなったペットの治療や受け入れ先の手配。